

婚姻届のご案内（届書記入例は裏面をご覧ください）

1. 届出を受付けるところ

婚姻届は、夫または妻の本籍地あるいは住所地の役所へ届出します。

江戸川区では、下記6か所の窓口で受付します。

区 民 課 戸籍住民係 Tel 03(5662)0591 ／ 小松川事務所 戸籍住民係 Tel 03(3683)5184

葛西事務所 戸籍住民係 Tel 03(3688)0436 ／ 小 岩 事 務 所 戸籍住民係 Tel 03(3657)7837

東部事務所 戸籍住民係 Tel 03(3679)1125 ／ 鹿 骨 事 務 所 戸籍住民係 Tel 03(3678)6115

2. 婚姻届出の際の持ちもの

○婚姻届書(1通)

証人欄に成年に達している証人二名の署名(自署)が必要です。

○来庁される方の本人確認書類(確認書類については、右の説明をご覧ください)

※届出人(届書に署名(自署)する人)は夫妻双方ですが、記入済の届書を夫妻の一方または使用者の方から提出することもできます。

3. 住所異動がある場合

住所異動がある場合は、婚姻届とは別に届出が必要です。

※住所異動届は、休日や閉庁日、執務時間外はお取り扱いできません。詳しくは裏面をご覧ください。

4. 新本籍をつくる場合の本籍の定め方

例えば、住所が「東京都江戸川区中央1丁目4番1号」の場合

(1) 土地の番号で定めるとき … 東京都江戸川区中央一丁目1421番地1

(2) 住所の街区符号で定めるとき … 東京都江戸川区中央一丁目4番(街区符号)まで記入してください。

〔注:住所の末尾1号(家屋番号)は使用しません。〕

☆婚姻届は、休日や閉庁日、執務時間外でも受付します。この場合、宿直等で取り扱うことになりますので、事前に上記窓口にて届書の審査を受けてくださいますようお願いいたします。
上記「2. 婚姻届出の際の持ちもの」を揃えてお越しください。

☆外国人の方との婚姻や外国で婚姻が成立した場合、その他ご不明な点は窓口へおたずねください。

戸籍の窓口での「ご本人確認」について

戸籍制度の信頼性を確保し、皆様の大切な戸籍を守るため、戸籍届出の際のご本人確認にご理解とご協力をお願いします。

婚姻届を届出される方は、次のような身分証明書をお持ちください。

①運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど写真が貼り付けられている官公署発行の身分証明書、在留カードまたは特別永住者証明書

①がない場合は、次の②の中から2点お持ちください。

②各種健康保険の資格確認書、各種医療証、年金証書、保護証明書

②が1点しかない場合は、その1点のほかに次の③の中から1点お持ちください。

③社員証、学生証、資格証明書(いずれも写真付)

なお、身分証明書などをお持ちでない場合は、ご本人確認のため質問させていただきます。
来庁される方が使用者の場合には、来庁される方の身分証明書をお持ちください。

婚姻届 〈記入例〉

※鉛筆・消えやすいインク・摩擦熱で消えるインクなどの筆記具は使用しないでください。

婚姻前の氏で、戸籍に記載されている字体で書いてください。フリガナも書いてください。

住民登録をしているところを書いてください。
ただし、婚姻届と同時に住所変更届を出す場合で、変更後の住所が江戸川区内の場合は新住所を書いてください。

実父母の氏名及び養子縁組されている方は養父母の氏名を書いてください。

どちらかの「□」にチェック(✓)してください。
「夫の氏」を希望する場合
☒夫の氏
「妻の氏」を希望する場合
☒妻の氏
チェックした氏の方が、婚姻後の筆頭者になります。

必ず届出人本人が、婚姻する前の氏名で署名(自署)してください。
なお、押印は任意です。

(4)、(6)、(7)の□には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。また(8)の職業欄は国勢調査の年のみ書いてください。

婚姻届 〈記入例〉

令和 8 年 6 月 1 日出

東京都江戸川区 長 殿

受 理 令和 年 月 日																						
第 号																						
通知(送付) 令和 年 月 日																						
第 号																						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票																		
夫 になる人		妻 になる人																				
(フリガナ)	エドガワ	タロウ	トウキョウ	ハナコ																		
氏 名	江戸川	太 郎	東 京	花 子																		
生 年 月 日	平成 3 年	9 月 1 日	平成 7 年	10 月 1 日																		
住 所 (住民登録をしているところ)	東京都江戸川区松島一丁目 34番 1-101号 中央マンション		東京都江戸川区松島一丁目 34番 1-101号 中央マンション																			
本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	東京都江戸川区中央一丁目 34番地番		京都府京都市北区 小山初音町 182番地番 1																			
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父 江戸川 幸雄 母 松子	続 き 柄 男 長	父 大阪 一男 母 梅子	続 き 柄 女 長																		
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏 新本籍(左の ☒ の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) ☐ 妻の氏 東京都江戸川区中央一丁目34番地番																					
同居を始めたとき	令和 元 年 11 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)																					
初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)		☒ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)																			
同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	<table><tr><td>☐夫</td><td>☐妻</td><td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td></tr><tr><td>☐夫</td><td>☐妻</td><td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</td></tr><tr><td>☒夫</td><td>☒妻</td><td>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td></tr><tr><td>☐夫</td><td>☐妻</td><td>4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td></tr><tr><td>☐夫</td><td>☐妻</td><td>5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</td></tr><tr><td>☐夫</td><td>☐妻</td><td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td></tr></table>				☐ 夫	☐ 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	☐ 夫	☐ 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	☒ 夫	☒ 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	☐ 夫	☐ 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	☐ 夫	☐ 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	☐ 夫	☐ 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
☐ 夫	☐ 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																				
☐ 夫	☐ 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯																				
☒ 夫	☒ 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																				
☐ 夫	☐ 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																				
☐ 夫	☐ 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯																				
☐ 夫	☐ 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																				
夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業		妻の職業																			
そ の 他																						
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 江戸川 太郎 印		妻 東京 花子 印																			
事 件 簿 番 号																						
		住所を定めた年月日		連絡先																		
		夫 年 月 日		電話 ()																		
		妻 年 月 日		自宅・勤務先[]・携帯																		

記入不要

平日の昼間、連絡のとれる電話番号を書いてください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

証 人		
署 名 (※押印は任意)	山川 幸助 印	平山 春子 印
生 年 月 日	昭和 40 年 4 月 14 日	昭和 41 年 6 月 8 日
住 所	東京都江戸川区中央一丁目 4番1号	東京都江戸川区鹿骨一丁目 54番2号
本 籍	東京都江戸川区中央一丁目 4番地番	東京都中央区宝町一丁目 457番地番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

□には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻に伴い住所を変更される場合の手続きについて

※婚姻届によって住所は変わりませんので、住所変更の届出が別に必要です。

- 他の区市町村に引越をするとき
①住民票のある区市町村へ【転出届】をして転出証明書を受け取ってください。
(引越の日をはさんで前後14日以内。)
②転入先の区市町村へ転出証明書を添えて【転入届】をしてください。
(引越の日から14日以内。引越前はできません。)

- 住民票のある区市町村内で引越をするとき
住民票のある区市町村へ【転居届】をしてください。(引越の日から14日以内。引越前はできません。)

- 婚姻する二人の住民票が同じ住所でも世帯が別になっているとき
住民票のある区市町村へ【世帯合併届】または【世帯変更届】をしてください。

- 届出の際に必要なもの
・本人確認書類
・マイナンバーカード
・転出証明書(転入者のみ)
・国民健康保険資格確認書(お持ちの方のみ)

※休日や閉庁日に婚姻届をされる場合は、後日、平日の執務時間内に住所異動届をしてください。
住所異動届は、休日や閉庁日、執務時間外はお取り扱いできません。

※婚姻届出後に、別の区市町村で住所異動届をするときは、婚姻届の受理証明書を求められる場合がありますので、お届け先の区市町村へご確認ください。

※【転出届】については、マイナンバーカードを使用し、マイナポータル等を通じて、提出できます。
ご利用方法等については、お住まいの区市町村へご確認ください。